

# いの町部活動ガイドライン

平成30年11月

いの町教育委員会

# 目 次

1 基本方針 .....	1
2 適切な運営のための体制整備 .....	1
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 .....	2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の普及・活用	
4 適切な休養日等の設定 .....	3
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 .....	4
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置	
(2) 地域との連携	
6 学校単位で参加する大会等の見直し .....	4
7 その他 .....	4

## 1 基本方針

- 「いの町部活動ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。
- 本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、種目等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・生徒がスポーツ・文化芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
  - ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
  - ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること
- いの町教育委員会及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

- ア いの町教育委員会は、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「高知県運動部活動ガイドライン」を参考に、文化部活動についてもその特性を踏まえ、本ガイドラインを策定する。
- イ 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ウ 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記イの活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ いの町教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- イ いの町教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、いの町教育委員会と高知県教育委員会が連携して任用前及び

任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

オ いの町教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

### 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成26年3月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

文化部顧問は、生涯を通じて文化活動等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

#### (2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部顧問は、指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

#### 4 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、文化活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ・文化活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)なお、\*いの町義務教育課程における体育・文化振興補助金交付要綱第2条の規定に基づく大会前2週間以内については、校長の責任の下で、本ガイドラインの趣旨に逸脱しない範囲で活動を認める。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるようにする。
- 1日の活動時間は、朝練習を含めて長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等工夫する。
- 校長は、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。その際、活動の中止や活動時間の変更等も視野に入れて柔軟に対応を検討する。

---

\*適切な休養日等の設定中の「いの町義務教育課程における体育・文化振興補助金交付要綱第2条の規定に基づく大会」

- (1) 全国中学校体育大会
- (2) 四国中学校総合体育大会
- (3) 高知県中学校総合体育大会
- (4) 高吾地区中学校総合体育大会
- (5) 高吾地区東支部中学校体育大会
- (6) 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第16条第2項に規定される教員特殊業務手当の支給の対象となる対外運動競技等のうち学芸的行事として掲げられている大会で、高知県教育委員会又は高知県各競技連盟が主催者となっている大会
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地区予選を経て若しくは競技団体等から推薦されて町を代表して出場するもので、教育委員会が適当と認めた大会

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間や総文化活動時間が男女ともに二極化の状況にあることや生徒の運動・スポーツや文化活動に関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置を推進する。

イ いの町教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動や文化活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

### (2) 地域との連携

ア いの町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツや文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツや文化環境整備を進める。

イ いの町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育及び社会体育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校施設開放事業を推進する。

ウ いの町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツや文化環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア いの町教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される大会・試合に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を、主催者に要請するとともに、各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を検討していく。

イ 校長は、学校の設置者が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 7 その他

- いの町教育委員会は、本ガイドラインを策定後、必要に応じて見直し等を行い、必要な措置を講ずるものとする。